平成２４年（フ）第４０８号
愛知県豊明市沓掛町小廻間16番地110
債務者　有限会社サクシード
代表者清算人　中村　秀明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　拓広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１８７号
大阪府摂津市鳥飼下１―17―８、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市堺区三宝町９丁393番地
債務者　株式会社ハマ・エンタープライズ
代表者代表取締役　萱原　潤一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　伸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５号
三重県四日市市南起町２番40号
債務者　株式会社水谷卯八商店
代表者代表取締役　水谷　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　好之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後１時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1323番地３
債務者　有限会社ユウキ工業
代表者取締役　坂井ひとみ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３５号
名古屋市天白区福池１―320―２　福池ビル１階、商業登記簿上の本店所在地名古屋市天白区池見２丁目57番地の２
債務者　有限会社エルフ
代表者取締役　田島　勇夫
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原島　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６３号
名古屋市天白区福池１―320―２　福池ビル１階、商業登記簿上の本店所在地名古屋市天白区一本松２丁目1210番地
債務者　株式会社ディー・ピー・シー
代表者代表取締役　内垣　幹雄
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原島　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４号
高知市桟橋通１丁目10番３号
債務者　有限会社ボイス
代表者代表取締役　久保　恭邦
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時50分
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１５号
名古屋市守山区川村町372番地
債務者　有限会社ジェイワックス
代表者取締役　後藤　和紀
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０号
埼玉県越谷市東越谷５丁目８番地20、旧所在地埼玉県越谷市柳町４番23号
債務者　株式会社ＭＯＴＯＤＡ（旧商号石川環境株式会社）
代表者代表取締役　元田　達彦
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　昌央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前10時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
愛知県豊橋市高洲町字高洲80番地
債務者　株式会社愛知技建
代表者代表取締役　堀内　永規
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３３号
群馬県邑楽郡明和町入ケ谷257番地１
債務者　金子　　弘
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　破産債権の届出期間　平成24年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６３号
仙台市若林区荒井字揚戸23番地の25　ハイツアガト101
債務者　三浦登志子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　亮
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
三重県鈴鹿市稲生塩屋１丁目13番31号
債務者　樋口　正行
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６４号
徳島県阿南市内原町櫛ケ谷68番地
債務者　花岡　安子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　　守
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
青森県つがる市木造増田43番地９
債務者　小山内育男
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　晴耕
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２５号
青森市本泉１丁目２番34号
債務者　木村　　健
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係